

令和6年度 倉吉市協働のまちづくり活動助成事業 募集要項

公共的な課題の解決に取り組む市民活動団体の活動を支援することにより、本市の市民活動の促進を図り、魅力ある協働のまちづくりを推進することを目的として、助成金の交付を行います。独自のアイデアと専門性を生かし、地域の多様なニーズに対応する事業を実施する市民活動団体を募集します。

1 助成対象事業

地域の多様なニーズに対応して取り組む事業で、市民のみなさんのアイデアを生かし、市民活動団体が主体となって公共的課題を解決していく公益的な市民活動の取り組みを助成の対象とする。

※例えば、定例的に行う練習や集会などの事業は対象とはなりません。事業を実施することで、団体の構成員を除く不特定多数の市民の利益や社会的利益の増進に寄与する活動が対象となります。

※申請前に、倉吉市役所市民生活部地域づくり支援課(TEL:0858-22-8159)までお問い合わせください。

2 対象とならない事業

- (1) 同一事業について、市の他の助成制度を受けている事業
- (2) 団体自ら企画・運営しておらず、主体的でない事業
- (3) 団体の経常的な事業
- (4) 政治活動、宗教活動、営利活動を目的とする事業
- (5) 特定の個人、団体又は構成員のみが利用又は利益を受ける事業
- (6) 同一事業につき5回交付を受けた事業(連続・不連続にかかわらず)
- (7) 暴力団又は、暴力団員等の統制下にある団体が行う事業

3 対象団体

- (1) 市内に活動拠点を有し、5人以上で構成される市民活動団体
- (2) 規約、会則等の定めにより運営上の規律が確立されていること

※同一年度内に一団体が助成を受けられるのは1件のみとする。

4 助成限度額・募集团体数

	事業区分	限度額
新規事業	新たな取り組みや、これまでの取り組みの拡充を行う事業	10万円
継続事業	過去に実施した取り組みを継続していくための事業	5万円

・助成額は、対象経費の総額から本助成金以外の収入（市以外の他の助成金含む）を除いた額（1,000円未満は切り捨てる）と上記限度額のいずれか低い額とする。

・募集团体数は7団体程度を予定しますが、助成団体数は募集状況により変動する場合があります。

5 助成対象経費 : 事業を実施するために直接必要とする経費を対象とする。

項目	助成対象経費の内容
報償費	講師・専門家等へ謝礼、調査・研究等に係る報償費等
旅費	講師・専門家等の交通費、通行料金等
需用費	消耗品費、印刷製本費、材料費等
役務費	通信運搬に係る経費、保険料等
使用料及び賃借料	会場借上料、機器使用料等
備品購入費	器具、機材等（1件につき3万円未満のものに限る）の購入費
その他経費	上記のほか事業の実施に必要で、市長が適当と認める経費

6 助成対象外経費 : 事業実施に直接関係のない経費は対象となりません。

- (1) 団体の事務所管理経費や構成員に対する人件費等に要する経費
- (2) 団体の経常的な活動に係る経費
- (3) 飲食費（食事、弁当、茶菓子など）
- (4) 3万円以上の備品購入費
- (5) 助成金の交付決定より前に支出した経費
- (6) その他適切でないと認められた経費

※経常的な活動に係る経費とは、団体の日常的な活動において要する経費のことをいう。

7 助成対象事業期間

交付決定日（5月上旬）以降に着手し、令和7年3月31日までの間に実施する事業

8 募集期間

令和6年4月1日（月）～4月15日（月）

※交付決定額が予算額に満たなかった場合は後期（9月頃）に再募集を予定します。交付決定日（10月中旬）以降に着手する事業が対象となります。

9 提出書類

交付申請書（事業計画書・収支予算書・規約等を添付）、誓約書及び申請にあたってのアンケートを記入し地域づくり支援課（倉吉市役所第2庁舎3階）に直接ご持参ください。

※各様式は、市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。または、地域づくり支援課へ直接請求してください。

10 選考方法及び交付の決定

募集期間終了後に、市が設置する審査委員会により、助成の対象となる団体を選考し、予算の範囲内で交付決定を行います。

※審査の結果、同評価を受けた団体が複数あり、かつ、その全ての団体に対して助成を行うことが困難な場合は、協議により助成団体を決定します。

11 助成金交付

助成金交付決定の通知を受けた団体が、事業完了後に提出する実績報告書により実績の確認を行った後、助成金を交付します。ただし、必要と認められる場合は、交付決定後に交付決定額の範囲内で概算払いを行います。

12 事業の報告及び公開

助成金交付を受け事業を実施する団体については、事業内容・実績報告の概要等を、倉吉市ホームページ等で広報するとともに事業報告会で報告を行っていただきます。

また、事業の実施に当たり広報チラシ等を作成される場合は、本助成金を活用していることが分かるよう明記してください。(例：「倉吉市協働のまちづくり活動助成事業活用」など)

13 手続等のスケジュール

募集期間	令和6年4月1日(月)～4月15日(月)
事業申請書の審査	4月下旬
助成団体決定・通知	5月上旬
実績報告書提出	事業がすべて完了した後30日以内

※実績報告書の審査・確認をもって事業の完了とする。

14 選考基準

- (1) 公共性・公益性(市民生活上の課題を解決し、より多くの市民の利益につながるか。第12次倉吉市総合計画で掲げる市施策に沿っているか。)
- (2) 発展・継続性(将来、継続的な活動が見込まれ、成果が市民へ広がる期待があるか。)
- (3) 実現性(事業の目的、内容が明確で、実行可能な事業計画が立てられているか。)
- (4) 創造性(市民活動の特性を生かしているか。)

【お問合せ先】

倉吉市市民生活部地域づくり支援課

TEL (0858) 22-8159 / FAX (0858) 22-8230

倉吉市協働のまちづくり活動助成事業の参考事例を紹介します。

〈保健・医療・福祉〉

難病者の支援、高齢者への給食サービス、アルコール・薬物依存者へのケア、聴覚障がい者への点字・手話・声のボランティア、自立生活・作業所の支援、病気・介護の予防啓発・活動、禁煙運動、バリアフリーマップ、福祉除雪事業、カーシェアリング

〈社会教育〉

生涯学習、ボランティア、消費者保護・教育

〈まちづくり〉

地域おこし、情報誌の発行、フラワーロード活動、都市と農村の交流、地域産業の活性化、観光ボランティア、地域資源マップづくり、レンタサイクル、放置空き家再活用の支援、休耕田の活用

〈文化・芸術・スポーツ〉

スポーツイベントの支援、伝統文化の継承、市民オーケストラ、スポーツ教室、スポーツ指導、演劇鑑賞会、映画の上映

〈自然・環境保全〉

公共空間の美化、森林保全、河川の浄化、再生紙利用、ゴミの減量化、リサイクル運動、地球環境の保全、自然エネルギー推進、公害防止、放置竹林対策、クリーンアップ事業、蛍の里づくり活動、節水の輪、エコライフの実践活動、散歩道の整備・清掃、公園の清掃

〈災害救助、地域安全〉

自然災害の救助、災害被害者への支援、交通安全活動、犯罪の防止活動、自主防災組織の設立支援活動、子どもの見守り活動

〈人権擁護、平和推進、国際協力〉

差別に反対する活動、子どもの虐待防止、家庭内暴力からの保護、在日外国人の生活支援、留学生支援、通訳ボランティア、外国人のための日本語教室

〈男女共同参画、子どもの健全育成〉

女性の自立支援、女性の地位向上、女性の働く環境をつくる活動、セクシャルハラスメントを防止する活動、女性の雇用均等を求める活動、家庭内暴力防止、シェルターハウス、遊びの伝承、非行防止、本の読み聞かせ会、いじめ問題、命の電話、地域の子ども会、地域の子育て支援、学童保育、子どもアドベンチャースクール、子どもの遊び場